3.学説

a. 独立権能説

　　政治的な議会として国会を考えた時、国会は「国権の最高機関性」または、「国民代表機関性」を持つものである。したがって、国政調査権は議院の権限を越えたものであっても許されるとする考え。

　　しかし、この考えに基づくと、国政調査権行使が無制限に行われ、権利の濫用やその結果として個人の人権侵害を引き起こすことになりかねない。

b. 補助的権能説

　　憲法62条より憲法上認められた国政調査権を副次的（補助的）なものと捉える。国会の権能はそもそも、純粋に私的な事項を除いた立法権全般に及ぶものであるので、その適用範囲は立法権にあたると考えられる。したがって、国政調査権もそれに準ずる範囲には適用できるが、立法権の及んでいないものには適用できないとする考え。

　　国政調査権の適用範囲はaと比べて広範囲なままではあるが「立法権全般」と区切っており、前者と比べると濫用の危険性は低くなり、また「純粋に私的な事項」を除いて考えているので、国政調査権行使によって個人の人権が侵される危険性も抑えられた。

4.私見

　　まず、独立権能説に立つと、適用範囲が無限界であるため国政調査権は強者の弱者に対する武器になってしまう。しかし、本来的には憲法で定められているこうした権利は、強者としての国家権力に対する弱者としての個人の武器なのであり、一定の制約は加えられなければならない。

　　一方で、国政調査権は行政の政治的・社会的責任を議会が追及する権利であるので、その行使には一種の行政を監督する権限もあると捉えることもできる。これは行政権の暴走を防止するための手段になりうるものだから、適用範囲に加えられる制約は過度なものではなく、限定的なものに留めるべきである。したがって国政調査権は補助的権能説に立って運用されるのが適当だと私は考える。

参考文献

月間法学教室2001.8.　P56-62　『国政調査権の限界-ロッキード事件と議院の「報道権能」』